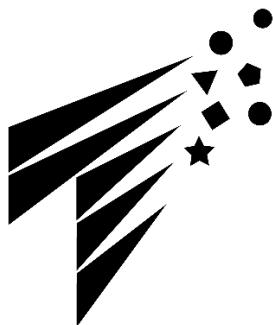


令和8年度

学生募集要項

[本科:ものづくり工学科]



東京都公立大学法人
東京都立産業技術高等専門学校

高専品川キャンパス
〒140-0011
東京都品川区東大井 1-10-40
電話 03-3471-6331
FAX 03-3471-6338

高専荒川キャンパス
〒116-8523
東京都荒川区南千住 8-17-1
電話 03-3801-0145
FAX 03-3801-9898

ウェブサイト
www.metro-cit.ac.jp

令和8年度入学者選抜日程

[推薦に基づく選抜日程]

事 項	日 時	場 所
出 願	<p>〔入力期間〕 令和7年12月19日（金）～令和8年1月16日（金） 午後5時まで</p> <p>〔書類提出期間〕 令和8年 1月 9日（金）～令和8年1月16日（金） (必着)</p>	高専品川キャンパス (郵送・必着)
検 査	令和8年1月27日（火） 午前8時30分集合	志望キャンパス (※)
合格者の発表	令和8年2月 2日（月） 午前8時30分	インターネット上の 合否照会サイト
入学手続	<p>令和8年2月 2日（月） 午前9時30分～午後3時30分</p> <p>2月 3日（火） 午前9時～正午</p>	高専品川キャンパス
入学校料納付 期間	令和8年2月 2日（月）～令和8年2月 9日（月）	

[学力検査に基づく選抜日程]

事 項	日 時	場 所
出 願	<p>〔入力期間〕 令和7年12月19日（金）～令和8年2月 5日（木） 午後5時まで</p> <p>〔書類提出期間〕 令和8年 1月30日（金）～令和8年2月 5日（木） (必着)</p>	高専品川キャンパス (郵送・必着)
学力検査	令和8年2月13日（金） 午前8時30分集合	第1志望キャンパス (※)
合格者の発表	令和8年2月19日（木） 午前8時30分	インターネット上の 合否照会サイト
入学手続	<p>令和8年2月19日（木） 午前9時30分～午後3時30分</p> <p>2月20日（金） 午前9時～正午</p>	高専品川キャンパス
入学校料納付 期間	令和8年2月19日（木）～令和8年2月26日（木）	

いずれの選抜もインターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）で志願者情報等の入力をし、入学考査料を納付したうえで、高専品川キャンパスへ必要書類を簡易書留郵便により提出してください。

〔入力期間〕：出願サイトに志願者情報等を入力することができる期間

〔書類提出期間〕：出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を本校へ郵送により提出する期間

※推薦に基づく選抜は、原則として出願サイトで選択する志願するキャンパスで実施します。

学力検査に基づく選抜は、原則として出願サイトで選択する第1志願のキャンパスで実施します。

ただし各選抜とも、受検上の配慮を希望する場合、配慮内容により本校指定キャンパスとなる場合があります。

目 次

第1 募集人員及び選抜方法	
1 募集人員	1
2 選抜方法	1
3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）	1
第2 推薦に基づく選抜	
1 応募資格	2
2 出願方法	3
3 出願手続	3
4 検査等の実施	6
5 選考の基本方針	7
6 合格者の発表	7
7 入学手続	7
8 個人情報の取り扱いについて	8
9 その他	8
第3 学力検査に基づく選抜	
1 応募資格	9
2 出願方法	12
3 出願手続	12
4 学力検査等の実施	15
5 選考	15
6 合格者の発表	16
7 入学手続	16
8 個人情報の取り扱いについて	17
9 その他	17
第4 成績一覧表及び調査書について（中学校の先生方へ）	
1 成績一覧表について	18
2 調査書の作成について	18
第5 受検上の配慮について	
1 事前相談	19
2 障害のある受検者に対する配慮	19
3 事故や病気等による学力検査実施上の配慮	19
4 インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置	19
第6 本人得点の開示について	20
令和8年度 新入生 初年度納付金等（予定）	21
【参考】令和8年度東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜における 特別推薦の実施方針	23
【参考】東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜実施要綱の細則 拠綱	25

《出願書類一覧》

書類等	選抜方法		備考
	推薦	学力(一次)	
願書	●	●	出願サイトで入力
推薦書	●		高専様式1
調査書	●	●	高専様式5
自己申告書	該当者のみ	該当者のみ	高専様式7
具申書	該当者のみ	該当者のみ	高専様式8

※各様式は本校ウェブサイトよりダウンロードしてください。

以下に該当する場合、個別の状況を確認させていただいた上で、別途必要な提出書類様式をご案内しますので、平日午前9時～午後5時の間に、高専品川キャンパスの教務学生係までお電話にてご連絡願います。

- ・都内の島しょ中学校から応募の場合
- ・現在都外にお住まいで、入学日までに都内に転入することが確実な場合
- ・現在都内にお住まいで、入学日までに都外に転出することが確実な場合
- ・現在海外にお住まいの場合
- ・自然災害被災者に対する入学考查料の免除を申請する場合
- ・既に中学校を卒業している場合
- ・外国人学校等の学校教育法（昭和22年法律第26号）の第1条に掲げられている教育施設以外を卒業する見込み又は卒業した場合
- ・学生募集要項をご確認いただき、個別の事情等により、その他必要書類がある場合

《電話連絡先》

高専品川キャンパス管理課 教務学生係 03-3471-6331

令和8年度学生募集要項

第1 募集人員及び選抜方法

1 募集人員

(単位：人)

募集学科	キャンパス別内訳			都内・都外別内訳	
	高専品川キャンパス	160	(96)	都内在住者	都外在住者
ものづくり工学科	高専荒川キャンパス	160		260 (96)	60 (0)
合 計		320	(96)	320 (96)	

※ () 書きは推薦に基づく選抜による募集人員で内数

※推薦割合は募集人員の30%以内（特別推薦を含む）

※都外在住者を受け入れているため、都内在住者と都外在住者別の募集人員があります。

※募集人員から、推薦に基づく選抜における入学手続者のうち、当該キャンパスへの通学を希望する者の人数を差し引いた人員が、各キャンパスの学力検査に基づく選抜の募集人員となります。

2 選抜方法

推薦及び学力検査に基づきます。

3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

「令和8年度 東京都立産業技術高等専門学校 入学者選抜実施要綱・同細則」2ページより抜粋
(教育理念)

首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストを育成するために、科学技術の高度化、複合化、グローバル化に迅速に対応できる応用力、創造力を有した実践的技術者を育成する。

(求める入学者像)

本校の教育理念に基づいた人材を育成するために、以下の能力と意欲を有する生徒を求める。

- (1) 向上心を持ち、自分の決めた目標に向けて粘り強く努力できる人
- (2) 高等専門学校での教育を受けるのにふさわしい基礎知識・能力を有している人
- (3) コミュニケーション能力を身に付け、世界を舞台に活躍したい人
- (4) ものづくりが好きで、実践的技術者になりたいと考えている人

第2 推薦に基づく選抜

1 応募資格

推薦に基づく選抜は、都内在学・都内在住の方が対象です。
都外在学又は都外在住の方は対象となりませんので、ご注意ください。

次の（1）から（3）までの全てを満たす者となっています。

（1）令和7年12月31日現在、都内（ただし、下記（3）オについては、都外でも可とする。）に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の後期課程、又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）に在籍し、令和8年3月に都内の中学校を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

（2）以下による者

ア 一般推薦

一般推薦に志望する意思があり、在学している中学校の校長（以下「中学校長」という。）の推薦を受けた者

イ 特別推薦

特別推薦に志望する意思があり、在学している中学校長の推薦を受けた者

「令和8年度東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜における特別推薦の実施方針（募集要項23ページ）」参照

（3）保護者（志願者本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、募集要項において同じ。）と同居している者で、令和7年12月31日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ入学後も引き続き都内から通学することが確実な者

又は、令和7年12月31日現在、都内に住所を有し、それ以降も都内に住所を有し、かつ入学後も引き続き都内から通学することが確実で次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、中学校を卒業する見込みであり、令和7年12月31日に都内に住所を有していないくとも、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、上記アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（高専様式8）の提出が必要（「東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜実施要綱の細則」（以下「細則」という。）の第1-3「具申書の提出（募集要項25ページ）」参照）。

また、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、

令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害等の発生日現在、当該災害等における災害救助法適用地域の各市町村に居住しており、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者で既に都内に避難し都内中学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができない場合であっても応募することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむ得ず別居中であると認められる者とし、具申書（高専様式8）を提出すること（細則第1-3「具申書の提出（募集要項25ページ）」参照）。

また、都内の島しょの中学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内に保護者の1人以上とともに転居すること又は都内在住の身元引受人と同居することが確実な者は、島しょからの転居に関する申立書（高専様式9）を提出することにより、応募資格の審査に代える。

2 出願方法

（1）志望するキャンパス（1年次）

1年次のキャンパスについて、出願サイト上で高専品川キャンパス又は高専荒川キャンパスのどちらか志望して出願してください。

（2）志望するコース（2年次以降）

2年次から所属するコースについて、出願サイト上で8つのコースから一つ、志望するコースを選択して出願してください。出願時点で志望コースが決まっていない場合は、「なし」を選択してください。なお、「（1）志望するキャンパス」と異なるキャンパスにあるコースを志望することも可能です。

キャンパス	コース名	記号	キャンパス	コース名	記号
品川	機械システム工学コース	M	荒川	情報通信工学コース	T
	AIスマート工学コース	S		ロボット工学コース	R
	電気電子エネルギー工学コース	E		航空宇宙工学コース	A
	情報システム工学コース	I		医療福祉工学コース	W

【推薦に基づく選抜合格者に対するコース選択の優先権の付与について】

推薦に基づく選抜合格者のうち、入試成績の上位者に対し、2年次から所属するコース選択の優先権を与えます。優先権の付与は各コース4名を上限として付与するものとします。なお、入学後に志望コースを変更することは可能ですが、この場合、優先権は無効となります。

※各コースの詳細は本校ウェブサイトを参考にしてください。

（本校ウェブサイト）<https://www.metro-cit.ac.jp/major/index.html>

3 出願手続

出願サイトに志願者情報を入力し、入学考查料（12,600円）及び手数料等を納付の上、下記の出願に要する書類等を高専品川キャンパスへ、書類提出期間内に一括して簡易書留郵便で提出してください。

郵送での提出に当たっては、入学考查料の支払完了後に出願サイトからダウンロードできる「宛名票」をカラー印刷したもの（角2封筒）に貼り付けて投函してください。

（1）出願期間

入力期間：令和7年12月19日（金曜日）～令和8年1月16日（金曜日）午後5時

書類提出期間：令和8年1月9日（金曜日）～令和8年1月16日（金曜日）必着

(2) 出願に要する書類等

出願書類	摘要	郵送提出
ア 願書	<p>出願サイト上で志願者に関する情報等を入力してください。</p> <p>出願サイトに入力するに当たっては、写真データの登録が必要です。（正面半身脱帽。令和7年12月1日以降に撮影したものに限る。カラー・白黒いずれでも可。）</p> <p>※出願サイトの操作方法の詳細は、別途本校ウェブサイトに掲載する「インターネット出願マニュアル」を参照してください。</p> <p>※出願サイトに登録した写真は、入学後の学籍管理等でも活用します。</p>	なし
イ 推薦書 (高専様式1)	<p>中学校長が作成し、厳封したものに限ります。</p> <p>(1) (一般・特別) のどちらかを○で囲んでください。</p> <p>(2) 志望するキャンパスの欄に高専品川キャンパス又は高専荒川キャンパスのうち、<u>志望するキャンパス名をひとつだけ記入してください。</u></p> <p>※上記2点については、「ア 願書」で志願者が入力した内容と相違が生じないようご留意ください。</p>	あり
ウ 調査書 (高専様式5)	<p>中学校長が作成し、厳封したものに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記入に際しては、調査書裏面の「調査書作成要領」を参照してください。 調査書記載の欠席日数について、欠席の事情を説明する必要がある場合など、本校への志願に当たり理解してほしい事柄がある場合、志願者は「自己申告書（高専様式7）」を提出することができます。 自己申告書を提出する場合は、志願者及び保護者が記入し、出願に要する書類と共に東京都立産業技術高等専門学校長（以下「高等専門学校長」という。）に提出してください。 	あり

【以下エは、該当者のみ提出】

出願書類	該当者・摘要	郵送提出
エ 具申書 (高専様式8)	<p>募集要項（2ページ）1－（3）アからエまでのいずれか、又は同項に記載する各災害等による要件に該当し、父母のどちらか一方とも同居していない場合に提出してください。</p> <p>※作成に当たっては、細則第1－3「具申書の提出（募集要項25ページ）」を確認して、中学校長証明欄に中学校長の記名、押印があるものを提出してください。</p>	あり

※各様式は、本校ウェブサイトからダウンロードし、A4縦置きで印刷したものを使用してください。

(3) 入学考查料

12,600円（別途発生する手数料は志願者負担とします。）

出願サイト上でいずれかの決済方法を選択し納付してください。

ア クレジットカード決済

イ コンビニ支払い

ウ ペイジー対応ATM又はペイジー対応ネットバンキング、その他一部オンライン決済サービス等

振込みに当たっての留意点

- アを選択した場合、出願サイト上で決済が完了します。
- イ又はウを選択した場合、支払い前に出願サイトの入力が完了しますが、入学考查料の納付がない場合は無効となります。

- ・決済又は支払完了後、書類の郵送に必要となる「宛名票」がダウンロード可能となります。期間内に書類の提出ができるように、余裕を持って決済又は支払いを行ってください。
- ・指定の「宛名票」の貼り付けがない書類については、受け付けない可能性があります。
- ・決済方法により生じる手数料は、志願者に負担いただきます。
- ・出願を受理した後は、一度振込んだ入学考查料は返還しませんので、出願について十分に検討した上で振り込んでください。

(注) 入学考查料を振り込んだが出願しなかった場合、又は入学考查料を誤って二重に振り込んだ場合は、入学考查料の返還申請ができます。

本校のウェブサイトから「返還請求書兼支払金口座振替依頼書」をダウンロードし、必要事項を記入した上で、入学考查料の納付完了後に出願サイト(miraicompas)より送信される入学考查料支払い完了のお知らせメールを印刷して添付のうえ、会計管理課資金管理係まで送付してください。

詳細は、ウェブサイト(www.metro-cit.ac.jp)をご確認ください。

「HOME」→「入試情報」→「入学考查料」

送付先 〒192-0397 東京都八王子市南大沢一丁目1番地

(問合せ先) 東京都公立大学法人 総務部 会計管理課 資金管理係

電話 042-677-1111

自然災害被災者に対する入学考查料の免除

《免除対象者》

- ① 本人又は本人の学資を主として負担している者が、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）における災害救助法適用地域の各市町村に当該災害発生時点において居住しており、以下のいずれかに該当する場合
 - ア 「罹災証明書」の交付を受けられる者
 - イ 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合

※ 災害救助法適用地域の各市町村とは、内閣府の定める適用範囲とします。なお、帰宅困難者対策のために災害救助法を適用した東京都内の区市町村は除きます。

- ② 本人又は本人の学資を主として負担している者が、平成23年3月11日現在住民票を有していた地域が、福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は計画的避難区域として指定された場合

《申請方法》

免除を申請される方は、入学考查料を納付する前に高専品川キャンパスの教務学生係まで電話連絡の上、下記の必要書類を書類提出期間内に出願に要する書類と共に提出してください。

《必要書類》

免除対象者①②により免除申請する者は、入学考查料免除申請書（高専様式16）に以下の証明書を添付して申請してください。

- ア 免除対象者①アにより免除申請する者は、「罹災証明書」
- イ 免除対象者①イにより免除申請する者は、死亡又は行方不明を証明する書類
- ウ 免除対象者②により免除申請する者は、福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は計画的避難区域として指定された地域に、平成23年3月11日現在住民票を有していたことを証明する書類

(4) 提出先・提出方法

ア 提出先

東京都立産業技術高等専門学校 **高専品川キャンパス**

イ 提出方法

(ア) 簡易書留郵便にて、書類提出期間内に必着するよう提出してください。

(イ) 郵送の際は宛先を手書きせず、必ず出願サイトからダウンロードした「宛名票」をカラー印刷して角2封筒に貼り付けてください。

(5) 受検票のダウンロード

本校で、入力内容及び出願に必要な書類の不備がないことを確認し、出願を受理します。その後、出願サイトのマイページから受検票のダウンロードができるようになります。ダウンロード開始日は、令和8年1月21日（水曜日）を予定しています。

(6) 注意事項

ア 受検番号は、受検票発行時に付与します。出願に要する書類等への記入は不要です。

イ 入学考査料の納付が完了した後は、出願サイトの入力項目の変更はできません。

ウ インターネット出願を利用する環境がない場合や、出願に必要な書類を印刷する環境がない場合は、中学校に相談してください。対応が難しい場合は、速やかに高専品川キャンパスまでご相談ください。

エ 出願書類受理の連絡は行っていません。書類の配達状況は、郵便局の郵便追跡サービスにてご確認ください。ただし、書類に不備等があった場合は個別に連絡をさせていただきます。不備があった場合、出願期間内に修正がなければ不受理となりますので、ご注意ください。また、出願期間中は必ず電話に出られるようにしておいてください。

4 検査等の実施

(1) 推薦選抜出願者全員に、小論文及び面接を実施します。

(2) 検査日

令和8年1月27日（火曜日）

(3) 集合時刻及び時間割

	開始時刻～終了時刻	時間	検査内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～午前10時00分	60分	小論文
第2時限	午前10時20分～		面接

(4) 検査会場

出願時に出願サイトで選択した、志望するキャンパスで行います。

ただし、「第5 2 障害のある受検者に対する配慮」又は「3 事故や病気等による学力検査実施上の配慮」を希望する場合、配慮内容により本校指定キャンパスとなる場合があります。その場合、いずれのキャンパスとなるかは、配慮内容の決定通知文上でお知らせします。

(5) 持ち物

受検票、HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

(6) その他

ア 検査会場には時計がありません。

時計を持参する場合、時計以外の機能を備えた時計、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の持ち込みは許可しておりません。秒針音のするものや大型の置時計も持ち込みできませんので

お気を付けください。

イ 検査日当日は、英文字等がプリントされている服等は着用しないでください。着用している場合には、脱いでもらうことがあります。

ウ 面接にあたり、ポートフォリオや作品等、これまでの取組成果を示すものの持ち込みはご遠慮ください。

5 選考の基本方針

選考は、次の表「推薦に基づく選抜の配点」により、調査書、面接及び小論文を用いて、総合的に行います。

推薦に基づく選抜の配点

満 点		
調査書	面 接	小論文※
500	300	200

※ 小論文は、与えられた資料に基づいて、自分の考えをまとめる。

6 合格者の発表

(1) 日 時 令和8年2月2日（月曜日） 午前8時30分

(2) 発表方法 インターネット上の合否照会サイト（以下「合否照会サイト」という。）上で発表します。

電話等による合否の問合せには応じません。

※合否照会サイトのURLは本校ウェブサイトに掲載します。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、高専品川キャンパスにて合格通知書を交付します。

(4) 合格通知書の交付期間

令和8年2月 2日（月曜日） 午前9時30分から午後3時30分まで

2月 3日（火曜日） 午前9時から正午まで

(5) 持参するもの

①受検票 ②入学確約書（一般・特別）推薦（高専様式4）

※入学確約書は、合否照会サイトよりダウンロードしてください。

(6) その他

合格通知書の交付後、学校指定の体育着・作業服の採寸があります。

※合格者とならなかった場合、本校及び都立高校の「学力検査に基づく選抜」に出願することができます。この場合は、それぞれの実施要綱の定めるところにより、新たに出願手続を行ってください。

7 入学手続

(1) 合格者は、次の入学手続期間内に入学手続を完了してください。

令和8年2月 2日（月曜日） 午前9時30分から午後3時30分まで

2月 3日（火曜日） 午前9時から正午まで

受検番号に基づき入学手続きの日時を指定します。受検票発送時及び合格発表時にご案内しますので、原則指定された日時に来校してください。

(2) 合格者は、東京都立産業技術高等専門学校 高専品川キャンパスにおいて、入学手続期間内に署名した入学確約書を提出してください。入学確約書の提出がないまま手続期間を過ぎた場合は、合格

放棄として取り扱い、入学を認められませんので、必ず指定の期間内に入学確認書の提出を完了してください。

なお、入学確認書は、合否照会サイトよりダウンロードしてください。

入学確認書を提出された方に、インターネット上の入学金決済サイト（以下「入学金決済サイト」という。）のURLをご案内します。入学確認書の提出後、入学金決済サイトにて納付方法を選択し、期限内（令和8年2月9日（月曜日）まで）に、入学料（42,300円）と手数料等を納付してください。

- (3) 入学料納付期限の延長の制度はありません。
- (4) 決済方法により生じる手数料は、合格者に負担いただきます。
- (5) 入学料の改定があった場合には、改定後の入学料が適用されます。
- (6) 入学料の納付が困難な家庭については、入学料の免除又は減額の制度があります。
- (7) 納付期限内に入学料の納付がない場合、入学確認書は無効となります。
- (8) その他の入学手続に必要な書類については、入学確認書の提出時に交付します。

8 個人情報の取り扱いについて

入学志願者から提出された願書や調査書等に記載されている情報、写真及び選抜に用いた成績・評価といった入学者選抜を通じて取得した個人情報は、入学者選抜の資料として利用するとともに、次の目的のためにも利用します。

- (1) 入学後の教育・指導
- (2) 入学料、授業料の減免申請の審査
- (3) 奨学金申請の審査
- (4) 本校の教育制度・入学者選抜制度の改善のための調査・研究

9 その他

- (1) 応募資格に違反し、又は調査書及び必要書類の重要事項の誤記、不備、その他事実に反する記載並びにその他不正行為により合格又は入学したと認められる者は、合格又は入学を取り消します。
なお、その事実が認められた時点で、それまでの受検は一切無効とすると共に、その後の受検も認めません。
- (2) 合格者は、本校及び都立高校の「学力検査に基づく選抜」に出願することができません。
- (3) 1年次の所属キャンパスは、合格者の志望に基づいて決定します。
- (4) 2年次以降のキャンパスについては、2年進級時のコース決定により変更となることがあります。

第3 学力検査に基づく選抜

1 応募資格

入学を志願することのできる者は、次の応募資格区分A（都内在住者対象）又は応募資格区分B（都外在住者対象）のどちらかに該当する者とします。

ただし、本校の推薦に基づく選抜、本校の学力検査に基づく選抜の入学願書受付までに終了する都立高等学校の入学者選抜における合格者となった者及び都立特別支援学校高等部の入学許可予定者となり入学確認書を提出した者の応募は認めません。

なお、既に高等専門学校を卒業している者が、再入学することはできません。

応募資格区分の振分けは、出願に要する書類に基づき、高等専門学校長が決定します。入学を志願する者が選択することはできません。

（1）応募資格区分A（都内在住者対象）

次の①欄の（1）から（5）までのいずれかに該当し、出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、かつ、②欄中のいずれかに該当する者とします。ただし、③欄に該当する者は、応募資格区分確定のための確認手続が必要です。該当する方は、事前に高専品川キャンパスまでお問合せください。

①

- （1）令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者
- （2）中学校を卒業した者
- （3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号（以下「施行規則」という。））第95条（高専は同規則第179条により同条を準用する。）に規定する次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （4）日本国内において、外国人学校の教育により、日本の9年の義務教育相当の教育を受けた外国籍を有する者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの外国籍を有する者
- （5）令和8年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者又は同条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者

②

(1) 令和7年12月31日現在、保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者

又は、令和7年12月31日現在、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者

なお、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書

(高専様式8)の提出が必要(細則第1-3「具申書の提出(募集要項25ページ)」参照)。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

(2) 都外に所在する都立特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、中学校を卒業する見込みの者のうち、令和8年4月の入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

③ 応募資格区分確定のための確認手続が必要な場合

次の(1)又は(2)のどちらかに該当する者は、細則第3(募集要項25ページ参照)に定める応募資格区分確定のための確認手続を経て、応募資格区分を決定した上で、出願を受理します。

(1) 前記②欄の規定にかかわらず、令和7年12月31日現在、都外に住所を有する者のうち、保護者と共に令和8年4月の入学日までに都内に転入することが確実な者

(2) 前記①欄(5)に該当する者又は現地校若しくは日本人学校を卒業した者で海外に住所を有する者のうち、保護者と共に令和8年4月の入学日までに都内に転入することが確実な者

ただし、保護者については以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。

イ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、父又は母のどちらか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、都内の島しょの中学校を卒業する見込みの者で、令和8年4月の入学日までに島しょ以外の都内に保護者の1人以上とともに転居すること又は都内在住の身元引受人と同居することが確実な者は、島しょからの転居に関する申立書(高専様式9)を提出することにより、確認手続に代える。

(2) 応募資格区分B(都外在住者対象)

次の①欄の(1)から(5)までのいずれかに該当し、出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、かつ、②欄中のいずれかに該当する者とします。ただし、③欄に該当する者は、応募資格区分確定のための確認手続が必要です。該当する方は、事前に高専品川キャンパスまでお問合せください。

①

- (1) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号（以下「施行規則」という。））第95条（高専は同規則第179条により同条を準用する。）に規定する次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 日本国内において、外国人学校の教育により、日本の9年の義務教育相当の教育を受けた外国籍を有する者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの外国籍を有する者
- (5) 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者又は同条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者

② 令和7年12月31日現在、保護者と同居している者で、都外に住所を有する者

又は、令和7年12月31日現在、都外に住所を有する者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者

なお、いずれの場合も、入学後に引き続き保護者又は父母のどちらか一方、若しくはおじ等と同居している住居から通学できることを条件とする。

また、次のアからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（高専様式8）の提出が必要（細則第1-3「具申書の提出（募集要項25ページ）」参照）。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

③ 応募資格区分確定のための確認手続が必要な場合

次の（1）又は（2）のどちらかに該当する者は、細則第3（募集要項25ページ参照）に定める応募資格区分確定のための確認手続を経て、応募資格区分を決定した上で、出願を受理します。

（1）前記②欄の規定にかかわらず、令和7年12月31日現在、都内に住所を有する者のうち、保護者と共に令和8年4月の入学日までに都外に転出することが確実な者

（2）前記①欄（5）に該当する者又は現地校若しくは日本人学校を卒業した者で海外に住所を有する者のうち、保護者と共に令和8年4月の入学日までに都外に居住することが確実な者ただし、保護者については以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。

イ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人がいて、かつ、父又は母のどちらか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、志願者と同居することが確実であること。

なお、都内の島しょの中学校を卒業する見込みの者で、令和8年4月の入学日までに保護者の1人以上とともに都外へ転居すること又は都外在住の身元引受人と同居することが確実な者は、島しょからの転居に関する申立書（高専様式9）を提出することにより、確認手続に代える。

2 出願方法

1年次のキャンパスについて、志望するキャンパスの順位を付けて出願することができます。

※ 出願時の注意

ア 志望するキャンパスが第2志望まである場合

出願サイト上で、第1志望、第2志望の欄でそれぞれキャンパス名を選択してください。

イ 志望するキャンパスが1キャンパスに限られる場合

出願サイト上で、第1志望の欄でキャンパス名を選択し、第2志望の欄は「なし」を選択してください。

なお、合格候補者の決定方法については、「5 選考」の(2) 合格候補者の決定方法を参考にしてください。

3 出願手続

出願サイトに志願者情報を入力し、入学考查料(12,600円)及び手数料等を納付の上、下記の出願に要する書類等を高品川キャンパスへ、書類提出期間内に一括して簡易書留郵便で提出してください。

郵送での提出に当たっては、入学考查料の支払完了後に出願サイトからダウンロードできる「宛名票」をカラー印刷したものを角2封筒に貼り付けて投函してください。

(1) 出願期間

入力期間：令和7年12月19日(金曜日)～令和8年2月5日(木曜日)午後5時

書類提出期間：令和8年1月30日(金曜日)～令和8年2月5日(木曜日)(必着)

(2) 出願に要する書類

出願書類	摘要	郵送提出
ア 願書	<p>出願サイト上で志願者に関する情報等を入力してください。</p> <p>出願サイトに入力するにあたっては、写真データの登録が必要です。(正面半身脱帽。令和7年12月1日以降に撮影したものに限る。カラー・白黒いずれでも可。)</p> <p>※出願サイトの操作方法の詳細は、別途本校ウェブサイトに掲載する「インターネット出願マニュアル」を参照してください。</p> <p>※なお、出願サイトに登録した写真は、入学後に学籍管理等でも活用します。</p>	なし
イ 調査書 (高専様式5)	<p>中学校長が作成し、巻封したものに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none">記入に際しては、調査書裏面の「調査書作成要領」を参照してください。調査書記載の欠席日数について、欠席の事情を説明する必要がある場合など、本校への志願に当たり理解してほしい事柄がある場合、志願者は「自己申告書(高専様式7)」を提出することができます。自己申告書を提出する場合は、志願者及び保護者が記入し、出願に要する書類と共に高等専門学校長に提出してください。既に中学校を卒業している者で、令和8年3月31日現在満20歳以上の者(平成18年4月1日以前に出生した者)は、調査書の代わりに卒業証明書を提出してください。	あり

【以下ウ～オは、該当者のみ提出】

出願書類	該当者・摘要	郵送提出
ウ 具申書 (高専様式8)	<p>募集要項(10ページ)1-(1)②欄(1)アからエまでのい ずれか、又は募集要項(11ページ)1-(2)②欄アからエま でのいずれかに該当し、父母のどちらか一方とも同居してい ない場合に提出してください。</p> <p>※作成にあたっては、細則第1-3「具申書の提出(募集要項 25ページ)」を確認して、中学校長証明欄に中学校長の記 名、押印があるものを提出してください。</p>	あり
エ 応募資格区分確 定のための確認手続 に必要な書類 (募集要項25ペー ジ以降に示す書類)	<p>募集要項(10ページ)1-(1)③欄(1)又は(2)に該当 する場合、又は募集要項(11ページ)1-(2)③欄(1)又 は(2)に該当する場合に提出してください。</p>	あり
オ 住民票記載事項 証明書(高専様式 6)	<p>既に中学校を卒業し、入学する日まで転居の予定がない場合は提 出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 志願者及び保護者の情報を記載してください。(志願者が成人 の場合は、保護者についての記載は不要です。) 令和7年12月1日以降に区市町村長が発行したものを提出し てください。 	あり

※各様式は、本校ウェブサイトからダウンロードし、A4縦置きで印刷したものを使用してください

※「エ 応募資格区分確定のための確認手続に必要な書類」及び「オ 住民票記載事項証明書」の提出が
必要な方は、必ず事前に高専品川キャンパスまで問い合わせてください。状況をお伺いした上で、必要
な書類様式をご案内いたします。

(3) 入学考查料

12,600円(別途発生する手数料は志願者負担とします。)

出願サイト上で以下より決済方法を選択し納付してください。

ア クレジットカード決済

イ コンビニ支払い

ウ ペイジー対応ATM又はペイジー対応ネットバンキング、その他一部オンライン決済サービス等

振込みに当たっての留意点

- アを選択した場合、出願サイト上で決済が完了します。
- イ又はウを選択した場合、支払い前に出願サイトの入力が完了しますが、入学考查料の納付がない場
合は無効となります。
- 決済又は支払完了後、書類の郵送に必要となる「宛名票」がダウンロード可能となります。期間内に
書類の提出ができるように、余裕を持って決済又は支払いを行ってください。
- 指定の「宛名票」の貼り付けがない書類については、受け付けない可能性があります。
- 決済方法により生じる手数料は、志願者に負担いただきます。
- 出願を受理した後は、一度振込んだ入学考查料は返還しないので、出願について十分に検討した上で
振り込んでください。

(注) 入学考查料を振り込んだが出願しなかった場合、又は入学考查料を誤って二重に振り込んだ場
合は、入学考查料の返還申請ができます。

本校のウェブサイトから「返還請求書兼支払金口座振替依頼書」をダウンロードし、必要事項
を記入した上で、入学考查料の納付完了後に出願サイト(miraicompass)より送信される入学考
查料支払い完了のお知らせメールを印刷して添付のうえ、会計管理課資金管理係まで送付してく
ださい。

詳細は、ウェブサイト(www.metro-cit.ac.jp)をご確認ください。

「HOME」→「入試情報」→「入学考查料」

《返還申請書類の送付先》

送付先 〒192-0397 東京都八王子市南大沢一丁目1番地

(問合せ先) 東京都公立大学法人 総務部会計管理課資金管理係

電話 042-677-1111

自然災害被災者に対する入学考查料の免除

《免除対象者》

① 本人又は本人の学資を主として負担している者が、東日本大震災(平成23年3月11日発生)、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震(令和6年1月1日発生)における災害救助法適用地域の各市町村に当該災害発生時点において居住しており、以下のいずれかに該当する場合

ア 「罹災証明書」の交付を受けられる者

イ 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合

※ 災害救助法適用地域の各市町村とは、内閣府の定める適用範囲とします。なお、帰宅困難者対策のために災害救助法を適用した東京都内の区市町村は除きます。

② 本人又は本人の学資を主として負担している者が、平成23年3月11日現在住民票を有していた地域が、福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は計画的避難区域として指定された場合

《申請方法》

免除を申請される方は、入学考查料を納付する前に高専品川キャンパスの教務学生係まで電話連絡の上、下記の必要書類を書類提出期間内に出願に要する書類と共に提出してください。

《必要書類》

免除対象者①②により免除申請する者は、入学考查料免除申請書(高専様式16)に以下の証明書を添付して申請してください。

ア 免除対象者①アにより免除申請する者は、「罹災証明書」

イ 免除対象者①イにより免除申請する者は、死亡又は行方不明を証明する書類

ウ 免除対象者②により免除申請する者は、福島第一原子力発電所の事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は計画的避難区域として指定された地域に、平成23年3月11日現在住民票を有していたことを証明する書類

(4) 提出先・提出方法

ア 提出先

東京都立産業技術高等専門学校 **高専品川キャンパス**

イ 提出方法

(ア) 簡易書留郵便にて、書類提出期間内に必着するよう提出してください。

(イ) 郵送の際は宛先を手書きせず、必ず出願サイトからダウンロードした宛名票をカラー印刷して角2封筒に貼り付けてください。

(5) 受検票のダウンロード

本校で、入力内容及び出願に必要な書類の不備がないことを確認し、出願を受理します。その後、出願サイトのマイページから受検票のダウンロードができるようになります。ダウンロード開始日は、令和8年2月9日(月曜日)を予定しています。

(6) 注意事項

ア 受検番号は、受検票発行時に付与します。出願に要する書類等への記入は不要です。

- イ 入学検査料の納付が完了した後は、出願サイトの入力項目の変更はできません。
- ウ インターネット出願を利用する環境がない場合や、出願に必要な書類を印刷する環境がない場合は、中学校に相談してください。対応が難しい場合は、速やかに高専品川キャンパスまでご相談ください。
- エ 出願書類受理の連絡は行っていません。書類の配達状況は、郵便局の郵便追跡サービスにてご確認ください。ただし、書類に不備等があった場合は個別に連絡をさせていただきます。不備があった場合、出願期間内に修正がなければ不受理となりますので、ご注意ください。また、出願期間内は必ず電話に出られるようにしておいてください。

4 学力検査等の実施

(1) 検査教科

国語、数学及び外国語（英語）の3教科とします。各教科の満点は100点とし、傾斜配点等については、「5 選考」の（1）基本方針の表「学力検査に基づく選抜の配点」によります。検査教科のうち、1教科でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなします。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、学力検査を受検したものとみなします。

(2) 検査日

令和8年2月13日（金曜日）

(3) 集合時刻及び時間割

	開始時刻～終了時刻	時間	検査教科
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～午前 9時50分	50分	国語
第2時限	午前10時10分～午前11時00分	50分	数学
第3時限	午前11時20分～午後 0時10分	50分	英語

（注）英語学力検査時間の最初の約10分間に、リスニングテストを実施します。

(4) 検査会場

出願時に出願サイトで選択した、第1志望のキャンパスで行います。

ただし、「第5 2 障害のある受検者に対する配慮」又は「3 事故や病気等による学力検査実施上の配慮」を希望する場合、配慮内容により本校指定キャンパスとなる場合があります。その場合、いずれのキャンパスとなるかは、配慮内容の決定通知文上でお知らせします。

(5) 持ち物

受検票、H B又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、直定規（角度の目盛りのないもの。また、三角定規は不可。）、コンパス

(6) その他

ア 検査会場には時計がありません。

時計を持参する場合、時計以外の機能を備えた時計、携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の持ち込みは許可しておりません。秒針音のするものや大型の置時計も持ち込みできませんのでお気を付けてください。

イ 検査日当日は、英文字等がプリントされている服等は着用しないでください。着用している場合は、脱いでもらうことがあります。

5 選考

(1) 基本方針

選考は、次の表「学力検査に基づく選抜の配点」により、換算後の学力検査点及び換算後の調査書点を総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いて、総合的に判断して行います。

学力検査に基づく選抜の配点

学力検査		調査書		学力検査：調査書	満点		
教科	学校指定による傾斜配点	教科の評定の扱い			学力検査点	調査書点	
		学力検査を実施する教科	学力検査を実施しない教科				
国語 数学 英語	数学 1.5倍	1倍	理科 1.4倍 その他 1.2倍	7:3	700	300	

(2) 合格候補者の決定方法

ア 募集人員に相当する人員を、総合成績の順により決定します。

イ ただし、上記アの人員のうち、応募資格区分Bの募集人員に相当する人員を超えないように、次の方法により合格候補者を決定します。

(ア) それぞれのキャンパスごとに、そのキャンパスを第1志望とした者のうちから、総合成績の順に合格候補者を決定します。

(イ) 第1志望で募集人員に達しないキャンパスは、その不足する人員を上記アの人員のうちから、志望の順位に基づき総合成績の順に合格候補者とします。

6 合格者の発表

(1) 日 時 令和8年2月19日（木曜日） 午前8時30分

(2) 発表方法 合否照会サイト上で発表します。

電話等による合否の問合せには応じません。

※合否照会サイトのURLは本校ウェブサイトに掲載します。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、高専品川キャンパスにて合格通知書を交付します。

(4) 合格通知書の交付期間

令和8年2月19日（木曜日） 午前9時30分から午後3時30分まで

2月20日（金曜日） 午前9時から正午まで

(5) 持参するもの

①受検票 ②入学確認書（高専様式12）

※入学確認書は、合否照会サイトよりダウンロードしてください。

(6) その他

合格通知書の交付後、学校指定の体育着・作業服の採寸があります。

7 入学手続

(1) 合格者は、次の入学手続期間内に入学手続を完了してください。

令和8年2月19日（木曜日） 午前9時30分から午後3時30分まで

2月20日（金曜日） 午前9時から正午まで

受検番号に基づき入学手続きの日時を指定します。受検票発送時及び合格発表時にご案内しますので、原則指定された日時に来校してください。

(2) 合格者は、東京都立産業技術高等専門学校 高専品川キャンパスにおいて、入学手続期間内に署名した入学確認書を提出してください。入学確認書の提出がないまま手続期間を過ぎた場合は、合格放棄として取り扱い、入学を認められませんので、必ず指定の期間内に入学確認書の提出を完了してください。

なお、入学確約書は、合否照会サイトよりダウンロードしてください。

入学確約書を提出いただいた方に、入学金決済サイトのURLをご案内します。入学確約書の提出後、入学金決済サイトにて納付方法を選択し、期限内（令和8年2月26日（木曜日）まで）に、入学科と手数料等（金額は「（3）入学料」参照）を納付してください。

（3）入学料

東京都の住民 42,300円

東京都の住民以外の者 84,600円

※別途、決済手数料が生じます。

東京都の住民とは、応募資格区分Aにより受検した者をいい、東京都の住民以外の者とは、応募資格区分Bにより受検した者をいいます。

東京都の住民及び東京都の住民以外の者の認定は、入学願書、調査書又は住民票記載事項証明書をもって行います。

（4）入学料納付期限の延長の制度はありません。

（5）決済方法により生じる手数料は、合格者に負担いただきます。

（6）入学料の改定があった場合には、改定後の入学料が適用されます。

（7）入学料の納付が困難な家庭については、入学料の免除又は減額の制度があります。

（8）納付期限内に入学料の納付がない場合、入学確約書は無効となります。

（9）その他の入学手続に必要な書類については、入学確約書の提出時に交付します。

8 個人情報の取り扱いについて

入学志願者から提出された入学願書や調査書等に記載されている情報、写真及び選抜に用いた成績・評価といった入学者選抜を通じて取得した個人情報は、入学者選抜の資料として利用するとともに、次の目的のためにも利用します。

（1）入学後の教育・指導

（2）入学料、授業料の減免申請の審査

（3）奨学金申請の審査

（4）本校の教育制度・入学者選抜制度の改善のための調査・研究

9 その他

（1）学校教育法施行規則第179条で準用する同規則第95条第5号に規定する学力認定は、実施要綱に定める学力検査の成績により行います。

（2）応募資格に違反し、又は調査書及び必要書類の重要事項の誤記、不備、その他事実に反する記載並びにその他不正行為により合格又は入学したと認められる者は、合格又は入学を取り消します。

なお、その事実が認められた時点で、それまでの受検は一切無効とすると共に、その後の受検も認めません。

（3）応募資格区分A（都内在住者対象）で受検する者は、都立高校にも併せて出願することができます。ただし、本校の合格者となった者は、都立高校の学力検査を受検することができません。本校への入学を放棄した場合も同様です。

（4）応募資格区分B（都外在住者対象）で受検する者が、居住の道府県立高校にも併せて出願する場合の可否は、在籍している中学校へお問い合わせください。

（5）2年次以降のキャンパスについては、2年進級時のコース決定により変更となることがあります。

第4 成績一覧表及び調査書について（中学校の先生方へ）

1 成績一覧表について

成績一覧表の提出は不要です（送付された場合には本校で処分いたしますので御了承ください。）。

2 調査書の作成について

本校所定の調査書（高専様式5）は、次の要領で作成をお願いいたします。

（1）から（5）までの各項目についてそれぞれ必要事項を記入し、中学校長の公印を押してください。作成後、巻封した上で志願者に渡してください。

（1）「学籍の記録」

ア 氏名、性別、生年月日、転入学等の年月、卒業・卒業見込年月、現住所を記入してください。

なお、氏名は住民票に記載されているとおりに記入してください。

イ 中学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在校名を記入してください。該当のない場合は、転入学等の欄に必ず斜線を引いてください。

ウ 生徒指導要録の記載事項のうち、生徒の氏名で特に確認を要する事項が生じた場合は、区市町村長から住民票記載事項証明書（高専様式6）の交付を受けるよう保護者（既卒者で成人の場合は志願者）に求めてください。

エ 志願者が卒業者の場合は、生徒現住所及び保護者現住所には卒業時の住所を記入してください。

（2）「出欠の記録」

中学校第3学年の4月1日から12月31日（卒業者は卒業月日）までの記録となります。

第3学年に転入学した生徒で、以前の学校における出欠の記録と通算できる場合は、通算してください。

（3）「各教科の学習の記録」

ア 令和8年3月の卒業見込の者については、令和7年12月31日現在で、第3学年における中学校学習指導要領に示された目標に照らした評定を記入してください。記入に当たっては、第3学年の第一学期及び第二学期の成績を十分参考としてください。

なお、二学期制の学校にあっては、前期の成績及び後期の12月31日までの学習状況を十分参考としてください。

また、卒業者にあっては、生徒指導要録に記載されている第3学年の学習の記録（3月末日までのもの）を記入してください。

イ 評定の記載については、次のとおりとなります。

各教科の評定は、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価して5段階で表してください。表示は、5、4、3、2、1とします。この場合、「十分満足できるもののうち、特に高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1とします。

ウ 出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても評定を行うことができない教科がある場合、その教科の評定の欄に斜線を引いてください。

（4）「総合的な学習の時間の内容及び評価」

ア 中学校第3学年における総合的な学習の時間で設定した課題及び内容を記入してください。

イ 学習状況及び成果を評価し文章で記入してください。

（5）「諸活動の記録」

特別活動等及びその他の学校内外の活動のうちから、当該志願者において特筆すべき活動を取り上げ、その活動の事実や実績を、所見を除いた客観的な記録として記入してください。

なお、「諸活動の記録」の記入に当たっては、学級担任、教科担任の意見のみでなく、関係教職員の意見等を総合して記入し、校長が確認してください。

また、顕著な成果のある活動だけでなく、次のような活動についても記入することができます。

ア 当該志願者が積極的な態度や意欲をもって取り組んでいる活動

イ 当該志願者の人間形成上好ましい影響のある活動や他の生徒に好ましい影響を与えていた活動

ウ 当該志願者の中学校3年間における継続的な活動又は各学年における特筆すべき活動

第5 受検上の配慮について

1 事前相談

受検上及び修学上、特別な配慮を希望する者は、原則として志願者が在学している中学校から、必ず事前に高専品川キャンパスに相談してください。

2 障害のある受検者に対する配慮

障害のある受検者のうち特別な配慮を希望する者は、中学校長を経由して、令和7年12月19日（金曜日）までに申請してください。

なお、学力検査日以前に、他校に入学手続を終えた者は、中学校長を経由して、配慮を辞退する旨の連絡をしてください。現に中学校に在学していない者は中学校長を経由する必要はありません。

3 事故や病気等による学力検査実施上の配慮

事故や病気等により、通常の学力検査の方法で受検することが困難な受検者（「軽度の障害」を含む。）で、特別な配慮を希望する者は、中学校長を経由して状況発生後直ちに申請してください。

なお、中学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者は、受検することはできません。ただし、中学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認めます。その際、別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や中学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類の提出が必要となります。

4 インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置

学力検査に基づく選抜の検査日当日に、インフルエンザ等に罹患した者、学校保健安全法第19条により中学校長が出席停止の措置を行った者等で、高専を受検することができなかつた者（1教科でも受検した者は除く。）のうち、希望する者に対してインフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査の措置を行います。追検査の措置を希望する者は、中学校長を経由して、令和8年2月25日（水曜日）午後5時までに申請してください。ただし、追検査入学願書受付までに終了する都立高等学校の入学者選抜における合格者となった者、都立特別支援学校高等部の入学許可予定者となった者及び都立高校の分割後期募集・全日制第二次募集を実施する都立高校に出願する者は、追検査には出願できませんので、十分に注意してください。

中学校長は、状況を把握した後直ちに高専品川キャンパス（03-3471-6331）に電話連絡してください。現に中学校に在学していない者は中学校長を経由する必要はないので、直接、高専品川キャンパスに電話連絡してください。

第6 本人得点の開示について

受検者等が得点開示を希望する場合は、身分証明書及び受検票を持参の上、入学希望キャンパス窓口で直接申し込んでください。

不合格となった者は令和8年3月2日（月曜日）以後に申請できます。入学した者については令和8年5月1日（金曜日）以後に申請できます。なお、交付までに一週間程度の時間がかかります。

令和8年度 新入生 初年度納付金等（予定）

1 「入学料・授業料」について

入学料、授業料は下表のとおりです。

■推薦に基づく選抜を受検した者

■学力検査に基づく選抜において、応募資格区分Aで受検した者

（東京都の住民として認定された者）

項目	金額	備考
入学料	42,300円	入学手続時に納付
授業料	234,600円	年額（年4回に分けて納付）
計	276,900円	

■学力検査に基づく選抜において、応募資格区分Bで受検した者

（東京都の住民以外の者として認定された者）

項目	金額	備考
入学料	84,600円	入学手続時に納付
授業料	234,600円	年額（年4回に分けて納付）
計	319,200円	

※上記の金額は令和7年度の額であり、入学料・授業料は改定される場合があります。

※入学料の改定があった場合には、改定後の入学料が適用されます。

※在学中に授業料の年額が改定された場合は、改定後の年額が適用されます。

2 「高等学校等就学支援金」について（令和7年11月25日現在）

本科の第1学年から第3学年（入学後、休学期間を除く在籍36か月間）に在学する学生は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に申請できます。

就学支援金の支給額は、世帯の所得状況によって異なりますので、支給額と授業料に差額がある場合は、差額分を請求します。

なお、制度の内容は今後改正となる場合があります。改正後の内容は順次本校ホームページ等でお知らせします。

3 「東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減制度」について（都内在住者対象）（令和7年11月25日現在）

本科の第1学年から第3学年（入学後、休学期間を除く在籍36か月間）に在学する学生のうち、以下に示す入学初年度の都内住所要件を満たす世帯の学生は、授業料が実質無償となる東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減制度（以下「授業料軽減制度」という。）に申請できます。

就学支援金の受給の有無により、授業料軽減制度の支給額は異なり、受給学生は授業料と就学支援金の差額分、非受給学生は授業料相当分が支給額となります。

※入学初年度の都内在住要件（入学次年度以降については、入学後にご案内いたします。）

ア 4月審査時：入学者選抜において、推薦に基づく選抜を受検した者又は学力検査に基づく選抜の応募資格区分Aで受検した者

イ 7月審査時：アに該当するもののうち、入学日以降申請時まで引き続いて保護者と同居し、都内に在住している者

なお、制度の内容は今後改正となる場合があります。改正後の内容は順次本校ホームページ等でお知らせします。

4 「入学料・授業料の減額・免除制度」について

入学料、授業料の納付が困難な家庭については、本校独自の減額・免除制度があります。

※入学料減免については入学手続きの際に、本校独自の授業料減免については入学後にご案内いたします。

※上記2～4の他にも経済支援制度がございますので、具体的な内容は入学後にご案内いたします。

5 「教科書・実習用作業服等」について

教科書、実習用作業服、体操着等の購入が必要です。詳細は、入学確認書の提出時に配付する「入学のしおり」等でお知らせする予定です。

6 「学生負担金」等について

学校行事にかかる費用や実習用材料などの費用が必要となります。初年度は、校外教室、実験・実習用材料費用等で25,000円程度（※令和7年度実績）かかる見込みです。

また学生負担金のほか、学生会費、後援会費などが必要となります。詳細は、管理課又は後援会からご案内させていただく予定です。

【参考】入学後の情報端末の活用について

1 第1学年における情報端末の準備

【高専荒川キャンパス】

第1学年では主に学内に設置されている情報端末を用いて授業が行われますが、第1学年でも遠隔授業が運用されていますので、インターネットに接続可能な情報端末（パソコン、スマートフォン、タブレット端末）を各自で準備していただくことになります。

なお、授業によっては、スマートフォンでの対応が困難な場合がありますが、その時は貸出用パソコン（数に限りがありますので担任にご相談ください）や学校の端末室を利用して対応することができます。

＜第1学年で情報端末を活用する内容＞

- ・メールを用いた緊急連絡（災害時等）、事務連絡（学生呼び出しなど）
- ・インターネットを用いた遠隔授業や授業アンケートの実施
- ・調査や復習などの自宅学習

【高専品川キャンパス】

本キャンパスでは、各自が用意した端末を用いて授業を行います。第1学年では、希望者全員に情報端末を貸し出して授業を行う予定です。また第2学年で品川キャンパスの専門コースに配属された場合はコースで指定する情報端末が必要となります。

2 第2学年より必要となる情報端末

第2学年以上では専門コースにより、特定の情報端末が必要な場合があります。

3 注意事項

入学後に必要な情報端末に関する詳細は、合格者に対して入学手続き時にご案内しますので、必ずご確認のうえで、購入をご検討ください。

【参考】令和8年度東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜における特別推薦の実施方針

将来の日本のものづくり産業に貢献できる人材を育成するため、東京都立産業技術高等専門学校（以下「高専」という。）とものづくり教育推進事業に関する覚書に基づく推進事業を実施する中学校等の生徒のうち、ものづくりに対する高い志を持つ者に対し、特別推薦を実施する。

第1 特別推薦入学者選抜の設置

高専との連携校及び指定校を対象とした入学者選抜の方法として、特別推薦入学者選抜を設ける。

第2 特別推薦の趣旨

目的意識や意欲をもった生徒の入学により、高専の個性化・特色化の一層の推進を図る。

第3 特別推薦の実施の決定

東京都立産業技術高等専門学校長（以下「高等専門学校長」という。）は、特別推薦の実施の有無を決定する。

第4 日程

一般推薦に基づく選抜と同日程で実施する。

第5 対象

令和8年3月に連携校又は指定校を卒業する見込みの者で、高専に進学を希望し当該連携校又は指定校の校長が出願を承認した者とする。

第6 募集人員の決定

- 1 高等専門学校長は、特別推薦の募集人員を決定する。
- 2 特別推薦の募集人員は若干名とする。

第7 連携委員会

- 1 高専は、連携校及び指定校と共同で連携委員会を設置する。委員長は高等専門学校長とする。
- 2 連携委員会は、連携校及び指定校の校長による出願者の決定に先立ち、連携した教育活動を基に出願の基準を定める。

第8 出願者の決定

- 1 出願者の決定に当たっては、これまでの連携した教育活動に対する活動実績などを連携委員会で十分協議した上で連携校及び指定校の校長が決定する。
- 2 出願者となった者は、一般推薦に基づく選抜には出願できない。

第9 選考

第9-1 選考

これまでの連携した教育活動への取り組み状況と今後の学習の継続、高専への適性を総合して選考する。

第9-2 合格者決定における留意点

特別推薦の合格者の人員は、あらかじめ定めた推薦選抜の募集人員を超えてはならない。

第10 その他

令和8年度特別推薦を実施する連携校及び指定校

区	連携校及び指定校
品川	● 義務教育学校
	日野学園
	伊藤学園
	八潮学園
	荏原平塚学園
	品川学園
	豊葉の杜学園

	●中学校
	東海中学校
	大崎中学校
	浜川中学校
	鈴ヶ森中学校
	富士見台中学校
	荏原第一中学校
	荏原第五中学校
	荏原第六中学校
	戸越台中学校
荒川	●中学校
	第一中学校
	第三中学校
	第四中学校
	第五中学校
	第七中学校
	第九中学校
	尾久八幡中学校
	南千住第二中学校
	原中学校
	諏訪台中学校

【参考】東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜実施要綱の細則 拠綱

学生募集要項2ページ、3ページ、10ページ及び11ページに記載されている「具申書の提出」について、以下を参照してください。

第1-3 具申書の提出

(1) 具申書について

ア 東京都立産業技術高等専門学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1-3-1(3)、第2-3(1)②欄(1)又は第2-3(2)②欄に該当する者は、提出する。

イ 提出方法

(ア) 具申書（高専様式8）は、申請者が2部作成し、在学している中学校の校長に提出する。

(イ) 中学校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、中学校長証明欄に氏名を記入し公印を押印の上、申請者に1部を交付し、他の1部は中学校で保管する。

(ウ) 申請者は、中学校長が証明した具申書を書類提出期間に出願に要する書類とともに提出する。

(2) 次のア、イの者については、それぞれに定める書類を、具申書とみなす。

ア 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、当該児童福祉施設の長からの「意見書」

イ 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託生徒は、「措置通知書」の写し

学生募集要項10ページ及び11ページに記載されている「応募資格区分確定のための確認手続が必要な場合」に該当する方の手続は、以下のとおりとなります。

第3 応募資格区分確定のための確認手続が必要な場合

実施要綱第2-3(1)③欄(1)又は(2)、第2-3(2)③欄(1)又は(2)のいずれかに該当している者で、応募資格区分確定のための確認手続が必要な場合の取扱いは、この項に定めるところによる。

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 | 26ページ |
| 2 | 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 | 27ページ |
| 3 | 都内在住者で入学日までに都外に転出することが確実な者 | 28ページ |
| 4 | 海外在住者で入学日までに都外に居住することが確実な者 | 29ページ |

住民票記載事項証明書（高専様式6）の提出について

(1) 上記1に該当した者が入学の手続をした場合は、入学日に、高等専門学校長に住民票記載事項証明書（申請した住所地に本人及び保護者が転居したことが確認できるもの）を提出することとなっている。

(2) 上記2に該当する者は、上記（1）に準じて住民票記載事項証明書を提出する。

なお、提出にあたっては、必ず事前に高専品川キャンパスまで問い合わせること。

1 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

1 応募資格

出願時点で、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の（1）アからウまでのいずれかに該当し、かつ、（2）に該当する者

- （1）ア 令和8年3月に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了する見込みの者

イ 中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

- （2）保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、令和8年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者

2 出願に要する書類

（1）入学願書

出願サイトへの入力による。

（2）転居に関する申立書（高専様式確1）

（3）転居を証明する書類

ア 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認通知書（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）

なお、写しの場合はその原本を持参し、確認後返却を受けること。ただし、郵送により書類を提出する場合は、合格後に原本による確認を受けること。

イ 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（高専様式6）（令和7年12月1日以降に区市町村長が発行したもの。）及び同居同意書（様式任意）

（4）調査書（高専様式5・在学している学校長が作成したもの）

3 その他

- （1）応募資格区分確定のための確認手続は高等専門学校長が行い、志願者に関する情報及び出願に要する書類等により、応募資格区分を決定したうえで出願を受理し、受検票を交付する。

- （2）応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願した者は、出願を取り消すものとする。

- （3）入学日に、高等専門学校長に住民票記載事項証明書（高専様式6）（申請した都内の住所に本人及び保護者が転入したことを確認できるもの）を提出する。

2 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

1 応募資格

次の（1）ア又はイのどちらかに該当し、かつ、（2）に該当する者

（1）ア 外国の学校（現地校）において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を修了した者又は令和8年3月に修了する見込みの者

（2）保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に令和8年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居して、引き続き都内から通学することが確実な者

ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。

イ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、父又は母のどちらか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

2 出願に要する書類

（1）帰国に関する申立書（高専様式確2）

（2）入学願書

出願サイトへの入力による。

（3）調査書（高専様式5・在学している学校長が作成したもの。）

現地校の場合は、最終学校の成績証明書（学校教育法における9年の課程が修了することが分かるもの。）又はこれに代わるもの。

（4）前記1の（2）ア又はイに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（勤務証明書等）

（5）前記1の（2）イに該当する場合は、身元引受人承諾書（高専様式確3）

3 その他

（1）応募資格区分確定のための確認手続は高等専門学校長が行い、志願者に関する情報及び出願に要する書類等により、応募資格区分を決定したうえで出願を受理し、受検票を交付する。

（2）応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願した者は、出願を取り消すものとする。

（3）入学日に、高等専門学校長に住民票記載事項証明書（高専様式6）を提出する。

なお、保護者が入学日までに帰国しない場合は、1年以内の帰国した時点で保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

3 都内在住者で入学日までに都外に転出することが確実な者

1 応募資格

出願時点で、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の（1）アからウまでのいずれかに該当し、かつ、（2）に該当する者

（1）ア 令和8年3月に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了する見込みの者

イ 中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

（2）保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、令和8年4月の入学日までに都外に転出することが確実な者

2 出願に要する書類

（1）入学願書

出願サイトへの入力による。

（2）転居に関する申立書（高専様式確1）

転居を証明する書類の添付は不要

（3）調査書（高専様式5・在学している学校長が作成したもの。）

3 その他

（1）応募資格区分確定のための確認手続は高等専門学校長が行い、志願者に関する情報及び出願に要する書類等により、応募資格区分を決定したうえで出願を受理し、受検票を交付する。

（2）応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願した者は、出願を取り消すものとする。

4 海外在住者で入学日までに都外に居住することが確実な者

1 応募資格

次の（1）ア又はイのどちらかに該当し、かつ、（2）に該当する者

（1）ア 外国の学校（現地校）において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を修了した者又は令和8年3月に修了する見込みの者

（2）保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に令和8年4月の入学日までに都外に同居することが確実な者

ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。

イ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人がいて、かつ、父又は母のどちらか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、志願者と同居することが確実であること。

2 出願に要する書類

（1）帰国に関する申立書（高専様式確2）

（2）入学願書

出願サイトへの入力による。

（3）調査書（高専様式5・在学している学校長が作成したもの。）

現地校の場合は、最終学校の成績証明書（学校教育法における9年の課程が修了することが分かること。）又はこれに代わるもの。

（4）前記1の（2）ア又はイに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（勤務証明書等）

（5）前記1の（2）イに該当する場合は、身元引受人承諾書（高専様式確3）

3 その他

（1）応募資格区分確定のための確認手続は高等専門学校長が行い、志願者に関する情報及び出願に要する書類等により、応募資格区分を決定したうえで出願を受理し、受検票を交付する。

（2）応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願した者は、出願を取り消すものとする。

（3）保護者が入学日までに帰国しない場合は、1年以内の帰国した時点で保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

案 内 図

高専品川キャンパス



〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40
電話 03-3471-6331 FAX 03-3471-6338

《交通案内》

- ☆京浜急行線「青物横丁」駅 <徒歩 10 分>
「鮫洲」駅 <徒歩 9 分>
- ☆りんかい線「品川シーサイド」駅 <徒歩 3 分>
- ☆都営バス 「都立産業技術高専品川キャンパス前」 <徒歩 2 分>
品川駅港南口 ⇄ 八潮パークタウン
(品 91 系統)
- 品川駅高輪口 ⇄ 大井競馬場前
(品 93 系統)
- 大井町駅東口 ⇄ 八潮パークタウン
(井 92 系統)

高専荒川キャンパス



〒116-8523 東京都荒川区南千住 8-17-1
電話 03-3801-0145 FAX 03-3801-9898

《交通案内》

- ☆J R 常磐線／東京メトロ日比谷線
／つくばエクスプレス「南千住」駅 <徒歩 15 分>
- ☆東武スカイツリーライン
「鐘ヶ淵」駅 <徒歩 18 分>
「牛田」駅 <徒歩 20 分>
- ☆京成線 「京成閑屋」駅 <徒歩 20 分>
- ☆都営バス 「都立産業技術高専荒川キャンパス前」 <徒歩 1 分>
上野松坂屋前 ⇄ 南千住駅東口
(上 46 系統)